

令和 7 年度

会津北部農業水利事業

塩川幹線用水路他補修その他工事

特 別 仕 様 書

東北農政局会津南部農業水利事業所

会津北部農業水利事業建設所

第1章 総則

会津北部農業水利事業塩川幹線用水路他補修その他工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1 目的

本工事は、会津北部農業水利事業計画に基づき、塩川幹線用水路等の補修を行うものである。

2 工事場所

福島県喜多方市豊川町米室地内他

3 工事概要

本工事の概要は、次のとおりである。

（1）塩川幹線用水路工区

- | | |
|----------------|----------|
| 1）塩川幹線用水路目地補修工 | L=185.0m |
| 2）仮設工 | 1 式 |

（2）松野頭首工工区

- | | |
|------------|-----|
| 1）松野頭首工補修工 | |
| ①取水工補修 | 1 式 |
| ②管理所外構補修 | 1 式 |
| 2）仮設工 | 1 式 |

（3）鑑召ヤード工区

- | | |
|-----------|-----|
| 1）資材置場復旧工 | 1 式 |
| 2）仮設工 | 1 式 |

（4）関柴幹線用水路工区

- | | |
|----------|-----|
| 1）法面保護工等 | 1 式 |
|----------|-----|

4 工事数量

別紙 - 1 「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1 工程制限

- (1) 塩川幹線用水路については令和7年5月6日～令和7年9月6日までかんがい期間のため、令和7年9月7日以降でなければ工事着手できない。
- (2) 松野頭首工取水工補修は令和7年6月21日から令和7年10月10日まで計画規模の洪水が発生するおそれがある期間として定められているため、令和7年10月11日以降でなければ工事着手できない。

2 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等73日を見込んでいる。なお、休業日には土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇を含んでいる。

3 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工期：令和7年7月14日から令和7年12月26日まで

(余裕期間：契約締結の日から令和7年7月13日まで)

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

4 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-10に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1 土質

本工事の施工場所（松野頭首工工区）の土質は、礫質土を想定している。

2 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

工事名	施工時期
会津北部地区水管理付帯設備他工事	令和7年6月9日～令和7年12月26日

3 第三者に対する措置

(1) 騒音、振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(2) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は、計上していないが現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) 交通対策

工所用資機材の運搬に公共道路を使用する際は、地元住民及び一般車両の通行を優先させなければならない。また、通行等に支障を及ぼさないよう受注者において、路面清掃等の維持管理を行うと共に事故防止に努めなければならない。

(4) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

4 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1-1-44に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

5 地下埋設物の確認

受注者は、工事施工に先立ち施工場所における地下埋設物等について、調査を実施し、監督職員に報告しなければならない。なお、地下埋設物調査の結果により、施工方法等の変更が必要となる場合には、対応について監督職員と協議するものとする。

6 安全対策

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-36及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第5章 指定仮設

1 仮囲い等（塩川幹線用水路工区）

塩川幹線用水路の施工に当り仮囲い等必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

その他、仮設が必要となった場合についても、監督職員と協議するものとする。

2 除雪工

除雪は降雪深が10cmに達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員

に除雪の実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。

なお、除雪工は実績により変更する。

第6章 工事用地等

1 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という）は、別途監督職員の指示による。

2 工事用地等の使用及び返還

- （1）工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、監督職員の確認を受けなければならない。なお、発注者が地権者に返還する際には立会しなければならない。
- （2）発注者が確保している工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、発注者に報告するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。なお、これによりがたい場合は、同等あるいは同等以上の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS規格品は、産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JIS マーク表示認証工場）での製造品とする。

（1）目地充填剤

補修材料：有機系（ポリウレタン系）

試 験 方 法 等		規 格 値	
促進対候性試験	JSCE-K 511 試験条件：セパンアークランプ 式 1,000 時間 又はサンシャインカーボンアーク灯式 600 時間	膨れ、ひび割れ、剥がれがないこと	
付着強度試験	JIS A 1439 5.20 引張接着性試験 被着体：モルタル 標準条件：JIS A 1439 の 5.20 に示す養生を行う。	各試験条件における最大荷重時伸び率	
		標準条件	100%以上
		水中条件	60%以上

試 験 方 法 等		規 格 値	
	水中条件：JIS A 1439 の 5.20 の養生後に 23℃の水中に 28 日間浸漬を行う。 低温条件：JIS A 1439 の 5.20 に規定する試験体製作後に 5℃で28日間養生を行う。	低温条件	100%以上
止水性試験	目地充填工法の止水性試験方法（案） （試験水圧 0.1MPa、水圧保持 3 分）	漏水が認められないこと	
伸縮追従性試験	JIS A 1439 5.17 耐久性試験における目地幅の拡大・縮小 被着体：モルタル 試験条件：変形率±20%で拡大縮小、試験回数 3,650 回	JIS A 5758 の 8 による検査で剥離・破断のないこと	
重量変化率試験	水中浸漬前後での重量増加の確認 試験体：JIS A 6251 のダンベル 2 号試験体 試験体の養生：JIS A 1439 5.20 の養生後、吸水前の重量を測定し、その後、23℃の水中に 28 日間浸漬した後の重量を測定する。	吸水率 10%以下	
引張接着性試験	JIS A 1439 5.20 引張接着性試験 被着体：モルタル	50%モジュラスが 0.2N/mm ² 以上	

（２）コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スラ ンプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメント の種類に よる記号	使用 目的
鉄筋 コンクリート	24	8	25	55 以下	BB	松野頭首工 取水工
無筋 コンクリート	18	8	25	65 以下	BB	松野頭首工管 理所敷地舗装 関柴第 3 分水 工 防草コン クリート

2 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
プライマー	カタログ、試験成績書
バックアップ材	カタログ
表面含浸剤	カタログ、試験成績書
フェンス（耐雪型）	カタログ
アスファルト混合物	配合報告書、試験成績書
門扉	カタログ
法面浸食防止マット（セメント系）	カタログ

3 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。

材 料 名	検査・試験項目	備 考
目地充填材	空袋数量	施工完了後、空袋確認を行う
表面含浸剤	空袋数量	施工完了後、空袋確認を行う

第9章 施工

1 再生資源等の利用

受注者は、本工事の施工に伴い建設廃棄物等が発生した場合は、本現場内で利用可能か否か検討し、その利用方法について監督職員と協議するものとする。なお、分別の徹底及び適切な保管を行うものとする。

2 建設資材等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入れ時間	事業区分
コンクリート塊	(有) Miyatsu リサイクル	福島県喜多方市岩月町宮津 字西ノ山 7132-1	8:00～17:00	再資源化施 設業者
プラスチック廃材	(株) あいづダ ストセンター	福島県河沼郡会津坂下町大 字塔寺字経塚 2493-1	8:00～17:00	再資源化施 設業者

3 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分解解体等の方法
	①仮 設	仮設工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土 工	土工 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

4 土工

(1) 掘削

- 1) 掘削に当たっては、法面の崩壊等に十分注意して施工しなければならない。
- 2) 表土の剥ぎ取りに先立ち監督職員、地権者等の立会を得て、表土の厚さの確認を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。

(2) 埋戻

- 1) 盛土及び埋戻に使用する材料は、掘削による現地発生土及び仮置場に仮置きされた土砂を流用するものとするが、掘削した土砂の流用の可否については監督職員と協議するものとする。

5 水路補修工（塩川幹線用水路工区）

(1) 施工条件等

- 1) 目地補修の施工については、監督職員と目地補修範囲を現地確認のうえ、通水しながらの施工に変更する場合がある。その際、安全性確保するための吊足場等の必要な場合は、監督職員と協議のうえ変更追加するものとする。なお、非かんがい期の水深は 35cm 程度であるが、必要に応じて水位を下げることは可能であるため、監督職員と協議するものとする。
- 2) 湧水や降雨が水路背面から流入する場合は、止水又は導水処理等について監督職員と協議するものとする。また、側壁面の施工に支障となる樹木や草、泥土等が背面盛土側に存在する場合は、その処理について監督職員と協議するものとする。

3) 降雨及び降雪対策、養生温度の確保、被覆材の飛散防止等のために必要と思われる場合は、適宜、ビニールシート等による養生を行うものとする。

(2) 補修範囲の確認

目地補修範囲は、監督職員立会の上、補修の位置及び範囲を確認する。水路に、ひび割れ、侵入水、剥落等の劣化が確認された場合には、補修位置図を追補するとともに写真等を記録するものとする。また、併せて、監督職員立会の上、補修の対象とするか否かについて協議するものとする。

(3) 目地補修工（充填工法）

原則として、目地は既設目地と同位置に設けるものとする。

既設目地をピック等によりはつり取り、付着している異物を除去の上、表面をケレンするものとする。なお、必要に応じてバックアップ材を設置するものとし、事前に監督職員と協議するものとする。また、ケレン面は必要に応じてバーナー等により十分に乾燥させたのち、事前に監督職員に承諾を得たプライマーをローラー、刷毛等により塗布し、充填材を充填して表面を平滑に仕上げるものとする。

水路側壁外からの湧水がある場合は、あらかじめ監督職員と協議のうえ止水処理又は導水処理を行うものとする。

高圧洗浄機等を用いた下地処理が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

6 松野頭首工管理所外構補修工（松野頭首工工区）

(1) 残土処理

残土はL=5.5km先の丘砂利を採取している農地へ運搬するものとする。

なお、運搬先が変更となる場合は監督職員と協議するものとする。

また、丘砂利採取の農地に適さない場合は、監督職員と協議するものとする。

7 資材置場復旧工（鑑召ヤード工区）

(1) 残土処理

残土はL=8.0km先の丘砂利を採取している農地へ運搬するものとする。

なお、運搬先が変更となる場合は監督職員と協議するものとする。

(2) 耕地復旧

工事施工上必要な用地の原形復旧は、次により行わなければならない。

1) 表土を戻す前に客土により5cm嵩上げを行うものとする。

なお、客土材については山砂を想定しているが、地権者との調整により変更する場合がある。

2) 表土を埋戻した後に耕起を行うものとする。なお、表土は15cm程度である。

使用機械、耕起回数等は別途監督員が指示するものとする。

3) 借地の復旧に当たっては、農地内に建設廃材等（砂利等骨材、コンクリート殻、鉄筋、ビニールシート等）が混入しないように、受注者の責任において行うものとする。

8 関柴幹線用水路3号分水工法面保護工等（関柴幹線用水路工区）

コンクリート舗装、法面浸食防止マット（セメント系）設置に先立ち、除根・除草、法面整形を行うものとする。なお、施工範囲は、監督職員立会の上決定するものとする。

第10章 施工管理

1 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、入札説明書による。

2 施工管理

（1）本工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとする。

（2）出来形管理

直接測定による出来形管理は、以下のとおりとする。ただし、工法により、下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

工 種	項 目	管理基準及び規格値	測 定 基 準
目地補修工 （充填工法）	延長	基準値及び規格値：-0mm	各補修個所とする。
	充填量	基準値及び規格値：設計量以上	充填総量を確認する。
	バックアップ材外観	バックアップ材が目地に対して正しく設置されていること。	各補修個所とする。
	外観	目地材が目地に対して正しく充填されていること。施工面にむらがなく、はがれ、浮き、ひび割れ、硬化不良がないこと。	各補修個所とする

撮影記録による出来形管理は、以下のとおりとする。

工 種		撮影基準	撮 影 箇 所
目地補修工	目地設置	施工延長概ね 50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械、補修個所の延長を撮影する。
		全1回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。

（3）工事現場等における遠隔確認について

1）本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。

2）遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。

3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teams である。

4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

3 情報共有システムの利用について

(1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。

(2) 情報共有システムの活用については、共通仕様書に示す情報共有システム活用要領によるものとする。

4 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム (信憑性チェックツール) 又はチェックシステム (信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第 11 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は次のとおりである。

- 1 中央管理所の改築工事 (トイレ改装、宿直室から資料保管庫への改装等) が必要となった場合。
- 2 下台幹線用水路 (管水路) の補修工事 (内面バンド 1 箇所) が必要となった場合。
- 3 大平沼管理用道路のガードケーブルの復旧が必要となった場合。
- 4 塩川幹線用水路の流入水排水工、仮取水工について、現地確認の結果変更となった場合。
- 5 土質及び地質が異なった場合。
- 6 転石の出現があった場合。
- 7 設計変更に必要な調査、設計、図面作成を監督職員が指示した場合。
- 8 地下埋設物 (埋蔵文化財を含む) の出現があった場合。
- 9 騒音振動対策が必要となった場合。
- 10 維持管理機器 (除雪機等) が必要となった場合。
- 11 仮設計画の見直しが必要となった場合。
- 12 本工事歩掛調査等を監督職員が指示した場合。
- 13 第三者との協議により設計変更が生じた場合。
- 14 その他監督職員が必要と認めた場合。

第 12 章 その他

1 電子納品

工事完成図書を共通仕様書第 1 章 1 - 1 - 28 及び第 1 章 1 - 1 - 39 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 工事完成図書の電子媒体 (CD-R、DVD-R 又は BD-R) 正副 2 部
- (2) 工事完成図書の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

2 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

3 契約後V E提案

(1) 定義

「V E提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E提案の意義及び範囲

- 1) V E提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、V E提案の範囲に含めないものとする。
 - ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - ②工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案。
 - ③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案。

(3) V E提案書の提出

- 1) 受注者は、(2)のV E提案を行う場合、次に掲げる事項をV E提案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式 - 6）の様式1～様式4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ①設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由。
 - ②V E提案の実施方法に関する事項。（当該提案に係る施工上の条件等を含む。）
 - ③V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠。
 - ④発注者が別途発注する関連工事との関係。
 - ⑤工業所有権を含むV E提案である場合、その取り扱いに関する事項。
 - ⑥その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項。
- 2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、V E提案を契約締結の日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E 提案の適否等

1) 発注者は、V E 提案の採否について、原則として、V E 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式 - 6）の様式 5）により通知するものとする。

ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2) また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

4) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

5) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

6) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。

7) V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6）の V E 管理費については、変更しないものとする。
ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) V E 提案書の使用

発注者は、V E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が V E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

4 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受

注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

（１）工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、建設所長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（２）工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、建設所長、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

（３）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、建設所長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

（４）対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、建設所長、主任監督員（主催）、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

（５）建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）、（３）及び（４）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

（６）工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-42））に記録し、相互に確認するものとする。

5 地域以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- （１）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によら

ない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

6 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日（※1） ÷ 工期

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正値（％）＝ 真夏日率 × 補正係数※ 2

※ 2 補正係数：1.2

(※ 1) 契約変更時は「基準日から工期末までの真夏日」に置き換える。

7 現場環境の改善の試行

(1) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2) ア（ア）～（カ）の設備・機能を満たすものとする。

(2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

ア 内容

受注者は、現場に以下の（ア）～（サ）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、（シ）～（チ）については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

(ア) 洋式（洋風）便器

(イ) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

(ウ) 臭い逆流防止機能

(エ) 容易に開かない施錠機能

(オ) 照明設備

(カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

(キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

(ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

(ケ) サニタリーボックス

- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
- (ス) 擬音装置（機能を含む）
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

イ 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（ア）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（ア）～（カ）及び【付属品として備えるもの】（キ）～（チ）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

ウ 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

8 現場環境改善費

- （１）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 5 つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （２）以下の表に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- （３）受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を督監職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア 用水・電力等の供給設備 イ 緑化・花壇 ウ ライトアップ施設 エ 見学路及び椅子の設置 オ 昇降設備の充実 カ 環境負荷の低減

営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） イ 労働宿舍の快適化 ウ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） エ 現場休憩所の快適化 オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） イ 盗難防止対策（警報器等）
地域連携	ア 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） イ 完成予想図 ウ 工法説明図 エ 工事工程表 オ デザイン工事看板（各工事PR看板含む） カ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） キ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ク パンフレット・工法説明ビデオ ケ 社会貢献

9 週休2日制工事の試行

- (1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
- (2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀

なくされる期間など）は含まない。

イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

ア 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

イ 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

ウ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

エ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合又は実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記イの記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

オ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正する。

ア 補正係数

	週単位の週休2日 [現場閉所1週間に2日以上]	月単位の週休2日 [現場閉所率28.5%(8日/28日)以上]
労務費	1.02	1.02
共通仮設費(率分)	1.05	1.04
現場管理費(率分)	1.06	1.05

イ 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記1)に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注

者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

10 週休2日制の促進

- （1）本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

11 施工箇所が点在する工事の適用

- （1）本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『塩川幹線用水路工区（塩川幹線用水路）、松野頭首工工区（松野頭首工取水工、管理棟）、鎧召ヤード工区（資材置場復旧）、関柴幹線用水路工区（法面保護工等）（以下、工事箇所という）』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。
- （2）本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所ごとに設定する。一般管理費等については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。
- （3）本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

12 1日未満で完了する作業の積算

- （1）本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- （2）受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- （3）同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- （4）受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- （5）災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適

用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

- (6) 1日未満積算基準「3判定方法(3)判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第13章12の箇所とする。

13 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書(以下「内訳書」という。)を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

第13章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
【塩川幹線用水路工区】				
1. 用水路目地補修工	塩川幹線用水路			
(1) 目地補修工				
充填工法	1 成分型ポリウレタン系	m	185.000	
2. 産業廃棄物処理工				
(1) 廃プラスチック運搬・処分				
廃プラスチック運搬		m3	0.180	
廃プラスチック処分	シーリング材	m3	0.180	
3. 仮設工	塩川幹線用水路目地補修工			
(1) 仮締切工				
土のう	仕拵～設置～撤去	m3	3.100	
土のう	設置（移設）	ton	0.300	
(2) 流入水排水工				
排水ポンプ設置撤去	Φ150, 1台	箇所	2.000	
排水ポンプ運転（上流側）	常時排水、商用電源 Φ150	箇所	1.000	供用日：67日
排水ポンプ運転（下流側）	常時排水、商用電源 φ150	箇所	1.000	供用日：67日
(3) 仮取水工				
水中ポンプ設置撤去	Φ200	箇所	1.000	
水中ポンプ運転	常時取水、商用電源	箇所	1.000	供用日：67日
サクシヨンホース設置	Φ200	m	250.000	
サクシヨンホース撤去	φ200	m	250.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
【松野頭首工工区】				
1. 取水工補修工	松野頭首工右岸・左岸			
(1) 躯体補修工				
コンクリート取壊し	人力	m3	6.000	
コンクリート打設	24-8-25BB	m3	6.000	
型枠	小型	式	1.000	
鉄筋	SD295, D16	ton	0.220	
鉄筋	SD295, D13	ton	0.028	
穿孔	D16用 穿孔径19mm	孔	104.000	
アンカー	D16用 穿孔径19mm	個	104.000	
表面含浸剤塗布	ケイ酸ナトリウム系	m ²	11.000	
水切り工		m	15.000	
2. 管理所外構補修工	松野頭首工			
(1) 残土処理				
土砂運搬		m3	36.000	
残土処理		m3	36.000	
(2) コンクリート工	フェンス廻り			
床掘		m3	7.000	
基礎砕石	RC40 t110	m ²	44.000	
コンクリート打設	18-8-25BB t40	m3	2.000	
型枠	小型	式	1.000	
(3) アスファルト舗装工	場内			
鋤取り	t150	m3	24.000	
路盤	RC40 t110	m ²	162.000	
アスファルト舗装	密粒度As13F t40	m ²	162.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(4)コンクリート工	建物廻り			
鋤取り	t50	m3	2.000	
路盤	RC40 t20	m ²	37.000	
コンクリート打設	18-8-25BB t30	m3	1.000	
(5)フェンス工				
既設フェンス撤去		m	79.000	
アスファルト舗装切断	t150以下	m	32.000	
フェンス設置	H1100	m	79.000	
基礎ブロック	300×450	個	41.000	
埋戻し	人力	式	1.000	
基礎砕石	RC40 t100	m ²	7.000	
(6)門扉工				
既設門扉撤去	W=5.0m	基	1.000	
門扉設置	H1400 W=6.6m	基	1.000	
埋戻し	人力	式	1.000	
基礎砕石	RC40 t100	m ²	2.000	
コンクリート打設	18-8-25BB	m3	1.000	
型枠		式	1.000	
3. 産業廃棄物処理工				
(1)コンクリート殻運搬・処理				
コンクリート殻運搬		m3	7.000	
コンクリート殻処理費		ton	17.000	
4. 仮設工	松野頭首工取水工補修工			
(1)支保工				
パイプサポート支保		空m3	13.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(2)足場工				
枠組足場工	取水工正面	掛㎡	14.000	
単管傾斜足場工	取水工側面	掛㎡	14.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
【鎧召ヤード工区】				
1. 資材置場復旧工				
(1) 土砂等撤去				
土砂撤去	仮置土	m ³	1,722.000	
大型土のう撤去	撤去	袋	240.000	
土木シート撤去		m ²	1.000	
(2) 耕地復旧工				
表土掘削		m ²	1,200.000	
基盤整地		ha	0.220	
表土埋戻し		m ²	2,230.000	
基盤補充		m ³	150.000	
補充土整地		ha	0.220	
耕起		m ²	2,230.000	
畦畔復旧		m	124.000	
(3) 残土処理工				
土砂運搬		m ³	1,962.000	
残土受入費		m ³	1,962.000	
2. 産業廃棄物処理				
(1) 産業廃棄物処理				
廃プラスチック運搬		m ³	24.900	
廃プラスチック処分	土木シート	m ³	0.900	
廃プラスチック処分	大型土のう袋	m ³	24.000	
3. 仮設工	資材置場復旧工			
(1) 進入路工				
敷鉄板設置・撤去	t22mm 1524×6096	m ²	417.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
4. その他				
(1) 運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費				
仮設材輸送		ton	72.00	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
【関柴幹線用水路工区】				
1. 法面保護工等	関柴幹線用水路			
(1) 法面保護工				
基面整正		m ²	94.000	
法面保護工	法面浸食防止マット（セメント系）	m ²	94.000	
(2) コンクリート舗装	防草コンクリート			
床掘		m ³	5.000	
敷均し		m ³	5.000	
基礎碎石	RC40 t110	m ²	35.000	
コンクリート打設	18-8-25BB	m ³	1.000	
型枠	小型	式	1.000	

工事現場等における遠隔確認に関する実施要領

1 総則

1-1 目 的

本実施要領は、国営土地改良事業等の工事現場等における監督職員等の施工段階確認、材料検査、立会等（以下「立会等」という。）について、受注者が動画撮影用カメラで撮影した映像と音声を Web 会議システムにより監督職員等に配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニターで工事現場等の確認を行うもの（以下「遠隔確認」という。）であり、この情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

1-2 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

1-3 適 用

本実施要領は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書で定義する立会等の遠隔確認に適用し、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に通常の立会等に代えることができる。

なお、動画撮影用カメラの活用は、立会等だけではなく設計図書と施工現場条件の不一致の確認、工事事務時の早期報告及び受注者の創意工夫等の報告など受発注者双方が積極的にその機能を活用する行為を妨げるものではない。

2 機器構成と仕様

遠隔確認に使用する動画撮影用カメラは受注者が準備するものとし、Web 会議システムは農林水産省が推奨するシステム（以下「推奨システム」という。）を使用する。なお、受注者は動画撮影用カメラに推奨システムをインストールし運用するものとする。

ただし、動画撮影用カメラを発注者側で準備している場合や推奨システムが現場確認に適さない場合は、受発注者間の協議により使用する機器を定めるものとする。

3 遠隔確認の実施

3-1 施工計画書の提出

遠隔確認の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工計画書に記載して監督職員の確認を受けなければならない。

（1）適用種別

本実施要領を適用する立会等の項目を記載する。

（2）機器仕様

本実施要領に基づき使用する動画撮影用カメラの機器と仕様を記載する。

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

(3) 実施時期・場所等

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

3-2 事前準備

受注者は遠隔確認に先立ち、監督職員に工種、確認内容、確認希望日時等を記入した立会願を提出しなければならない。

なお、立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

3-3 遠隔確認の実施

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と使用する動画撮影用カメラ等の通信状況について確認を行わなければならない。

(2) 確認箇所の把握

受注者は、監督職員等が遠隔確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

(3) 確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による結果の確認を得ること。

(4) 結果の報告

受注者は、監督職員から遠隔確認による施工段階確認を受けた場合、施工段階確認簿をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

4 遠隔確認の記録と保存

受注者は、遠隔確認の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

ただし、現場技術員が遠隔確認を行った結果は、使用するパソコンにて遠隔確認の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等を活用して監督職員に提出する。

5 留意事項

遠隔確認の活用には、以下に留意すること。

(1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。

(2) 長時間動画用撮影カメラで撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。

(3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないように留意すること。

(4) 受注者は、原則映像を記録する必要はないが、公的でない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないように必要な措置を行うこと。

(5) 動画撮影用カメラの使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全

対策に留意すること。

(6) 電波状況等により遠隔確認が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

(7) 本実施要領によりがたい場合は適宜受発注者間で協議すること。

6 工事現場における掲示の記載

受注者は、下記の記載例を基に作成した掲示板を工事現場に設置して周辺住民の理解に努めなければならない。

記 載 例
当現場は、遠隔確認活用実施工事であり、動画撮影用カメラによる撮影を行っています。
問合せ先：〇〇工事責任者 現場代理人氏名、連絡先

7 フォローアップ調査

本実施要領に基づき実施した工事の受発注者を対象として、課題抽出やより効率的な取組を行うためのフォローアップ調査の依頼があった場合は対応することとする。

8 積算

(1) 積算方法

遠隔確認に使用する機器等は原則リースとし、その費用は工事实施に必要な施工管理費用（技術管理費）として見積徴収して全て計上する。

計上に当たっては、現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とするため「一括計上価格」とする。

やむを得ず機器等の購入が必要な場合はその購入費に対して機器等の耐用年数に使用期間割合を乗じた金額を計上する。また、受注者が所有する機器等を使用する場合も同様とする。

なお、発注者が所有する機器等を使用する場合は受発注者間で費用を協議することとし、追加で必要となる費用を計上する。

(2) 機器等の耐用年数

代表的な機器等の耐用年数については表－１のとおりであるが、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定する。

表－１ 代表的な機器の耐用年数

機器等の名称	耐用年数
カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	５年
ハブ、ルーター、リピーター、LAN ボード	１０年

※ 国税庁ホームページ公表資料から引用

令和7年度 会津北部農業水利事業

塩川幹線用水路他補修その他工事

図 面 目 録

番号	名 称	枚 数	備 考
		当初	
1	位置図	1	
2	塩川幹線用水路工区 補修工平面・縦断図	1	
3	塩川幹線用水路工区 目地補修工標準図	1	
4	塩川幹線用水路工区 目地補修図(1/2)	1	
5	塩川幹線用水路工区 目地補修図(2/2)	1	
6	松野頭首工工区 右岸取水工補修構造図(1/2)	1	
7	松野頭首工工区 右岸取水工補修構造図(2/2)	1	
8	松野頭首工工区 左岸取水工補修構造図(1/2)	1	
9	松野頭首工工区 左岸取水工補修構造図(2/2)	1	
10	松野頭首工工区 管理所外構補修図	1	
11	松野頭首工工区 管理所フェンス・門扉詳細図	1	
12	鎧召ヤード工区 資材置場復旧図	1	
13	関柴幹線用水路工区 法面保護図	1	
計		13	